

## 令和6年度東海市省エネ家電製品購入促進補助事業 Q&A

令和6年6月13日更新

※網掛けが追記、修正した項目です。

### 1 対象者について

No.	質問	回答
1	世帯主でなくても申請できますか。	申請者は同一世帯のどなたでも申請可能ですが、領収書、製造事業者が発行する保証書、家電リサイクル券(排出者控)に記載された方と同一である必要があります。
2	東海市内に住む親の代わりに申請者となることはできますか。	省エネ家電製品に買い替えた住宅に居住している世帯の方が申請者となるため、同一世帯の方以外が申請者となることはできません。
3	二世帯住宅に住んでいます、それぞれの世帯で申請できますか。	住民票上で世帯が分かれている場合は、1世帯ごとに申請が可能です。
4	事業者が申請することはできますか。	家庭で使用する省エネ家電製品の買い替えに対する補助であるため、事業者が申請することはできません。
5	市外から東海市に転入予定です。転入前に省エネ家電製品を東海市内の販売店で購入した場合、補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。 東海市に転入後、対象期間内に買い替えた場合は対象となります。
6	購入した省エネ家電製品を設置する場所は、これまで使用していた家電を設置していた場所と異なりますが、補助の対象となりますか。	同一住居内における設置場所が異なる場合であれば、補助の対象となります。

### 2 対象省エネ家電製品について

No.	質問	回答
1	省エネ家電製品の性能(省エネ家電達成基準、多段階評価点)は、どこで確認できますか。	購入時に販売店で確認するか、「省エネ型製品情報サイト ( <a href="https://seihinjyoho.go.jp/">https://seihinjyoho.go.jp/</a> )」でも確認できます。
2	対象となる15万円のエアコンと20万円の冷蔵庫を買い替えた場合、補助金額は6万円となりますか。	補助金額は3万円です。 1世帯につき申請できるのは1回限りで、いずれか1台の購入費用が補助対象となります。
3	リース(レンタル)品は対象となりますか。	補助の対象となりません。 リースなど補助申請者に所有権がないものは対象外となります。
4	リユース品は対象となりますか。	補助の対象となりません。 新品(未使用)である必要があります。
5	個人が事業所に設置する目的で省エネ家電製品を購入した場合、補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。 家庭で使用する省エネ家電製品のみが対象となります。
6	目標年度2010年度の省エネ基準達成率が100%以上のエアコンに買い替える場合、補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。 エアコンの対象となる省エネ基準達成率100%の目標年度は2027年度です。

### 3 対象店舗について

No.	質問	回答
1	省エネ家電製品を購入する店舗の指定はありますか。	東海市内に所在する販売店で購入する必要があります。レシートや領収書に記載される販売店の所在地が東海市内であることが条件となります。
2	インターネットで購入した省エネ家電製品は補助の対象となりますか。	レシートや領収書に記載される販売店の所在地が東海市内であれば、補助の対象です。

#### 4 対象期間、受付期間について

No.	質問	回答
1	令和6年4月1日より前に買い替えした省エネ家電製品は補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。 令和6年4月1日から令和7年3月1日までの間に買い替えた省エネ家電製品が補助の対象です。
2	令和6年4月1日より前に買い替え前の冷蔵庫を廃棄し、令和6年4月1日に対象の冷蔵庫を購入した場合、補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。 購入日と同じく、令和6年4月1日から令和7年3月1日までの間に買い替え前の家電製品をリサイクル処分（補助金の申請には、家電リサイクル券排出者控の写しを提出する必要があります。）したものが補助の対象です。
3	令和7年3月1日に対象のエアコンを購入し、設置工事が3月25日になる場合、補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。（3月24日までに設置工事を完了し、補助申請する必要があります。） 製造事業者が発行する保証書は、設置工事の際に発行されるため、設置工事までの期間を考慮して購入する必要があります。
4	購入対象期間の「購入した日」とはいつのことですか。	注文日（注文書に記載の日付）又は購入代金支払日（レシートや領収書に記載の日付、手付金も含む）のいずれか早い日が購入した日となります。

#### 5 補助対象経費について

No.	質問	回答
1	配送料や取付工事費用は補助対象経費となりますか。	補助の対象となりません。 補助対象経費は、省エネ家電製品本体（税抜）の購入費用のみが対象となります。
2	販売店が発行した割引クーポンを使用した場合、補助対象経費はどのようになりますか。	販売店で補助対象経費に対する値引きがあった場合（クーポンの使用等）は、値引き後の金額が補助対象経費となります。
3	省エネ家電製品とそれ以外の商品を同時に購入し、まとめて値引きされている場合、値引き額はどのように取り扱いますか。	まとめて値引きされている場合は、その全額が省エネ家電製品本体から値引きされているものとして取り扱います。

#### 6 申請書類について

No.	質問	回答
1	領収書やレシートを紛失した場合はどうしたらいいですか。	省エネ家電製品を購入した販売店にお問い合わせください。
2	製造事業者が発行する保証書の写しの代わりに、販売店が発行する保証書の写しを提出することはできますか。	新品であることの確認も兼ねているため、製造事業者が発行する保証書の写しがない場合は、補助の対象となりません。
3	製造業者が発行する保証書に販売店の押印がないのですが、どうしたらいいですか。	申請者の住所氏名、購入日を記載してからコピーしてください。販売店の押印がない場合は販売店が発行した保証明細や納品書の写しを添付してください。
4	家電リサイクル券の写しを紛失した場合はどうしたらいいですか。	買い替え前の家電製品を引き取った販売店にお問い合わせください。
5	市ホームページ以外で申請書等の様式を配布していますか。	東海市役所生活環境課（5階）でお渡しします。

6	申請書類を書き間違えました。どのように訂正すればよいですか。	新しい申請書類に書き直すか、訂正箇所にも二重線を引いて正しい内容を記入してください。修正液や修正テープなどは使用できません。なお、金額を誤記した場合は、訂正できませんので、新しい申請書類に書き直してください。
7	申請書類に消せるボールペンは使用できますか。	使用できません。申請書類を手書きで作成される場合は、必ず黒色ボールペンで記入してください。
8	領収書（レシート）や保証書、家電リサイクル券は原本を提出してもいいですか。	写し（コピー）を提出してください。あらかじめコピーすることができない場合は、市役所玄関ホール（1階）のコピー機（有料）で写しをとってから生活環境課（5階）へお越しください。

## 7 その他

No.	質問	回答
1	補助金を受けた省エネ家電製品は何年使用する必要がありますか。	エアコン、電気冷蔵庫ともに設置した日から6年間使用してください。
2	申請から補助金の振り込みまでどのくらいの時間がかかりますか。	書類に不備がなければ、申請の受付から2週間程度で交付決定通知を送付します。交付決定通知の送付から2～3週間程度で指定口座に振り込みます。